

事業計画認定となり、何が変わるのか？（事業計画認定の概要）

これまでの「設備認定（発電設備への認定）」が「**事業計画認定（発電事業に対する認定）**」に変わります。

「太陽光発電という設備を設置して終わりではなく、**設置から保守点検、廃棄までを一貫した事業として管理**してくださいね」という趣旨です。

改正 FIT(2017.4.1～)新規申請方法の必要な添付資料は下記の通りです。

① 電力会社「接続契約（系統連係に係る契約）」

必要な資料：

- ・各電力会社の電力受給契約申込書（系統連係に係る契約）
- ・系統連係協議依頼票
- ・パワーコンディショナー認証証明書
- ・パワーコンディショナー納入仕様書
- ・単線結線図

② 経済産業省 申請 WEB サイト「事業計画認定申請」 50kW 未満 (<https://www.fit-portal.go.jp/>)

事前に用意するもの

- 新築の場合：①**建築確認済み書**
②**買契約書** 又は、**請負契約書**
既築の場合：①**登記簿謄本**

※屋根置きではない場合、土地の取得を証する書類が必要です。

- 自己所有の場合：①**土地の登記簿謄本**
【登記上は、所有者が別の場合】①**土地の登記簿謄本**、②**売買契約書**
他人所有の場合：①**土地の登記簿謄本**
②**賃貸借契約書** 又は、**地上権設定契約書** 又は、**権利者の証明**
・**お施主様のメールアドレス**

※お施主様がメールアドレスをお持ちでない場合 または、承認は代理申請で行う場合

- ・**委任状**
- ・**印鑑証明書**

・**接続の同意を証する書類の写し**

- ① 電力会社「接続契約（系統連係に係る契約）」の申請が受理された時に、電力会社から発行される書類もしくはメールが上記の書類に該当します。

更に詳しい手続き方法やお問合せは： エネ庁

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html

事業計画の提出に関して：

再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター 0570-057-333

太陽光発電システム「SOLA CUBE」に関するお問合せ：

㈱明成商会 太陽光発電営業部 住宅担当者 rssolar@meisei-shokai.co.jp

以上